

障害福祉サービス等職員居住支援特別手当事業実施要綱

5 福祉障地第 7 3 4 号

令和 6 年 3 月 6 日

(目的)

第 1 条 本事業は、福祉・介護職員の給与水準が低いことや、住宅コスト等が高いという東京の地域特性を考慮し、国が障害福祉サービス等の報酬について必要な見直しを講じるまでの間、障害福祉人材の確保定着に向け支援することを目的とする。

(実施主体)

第 2 条 本事業の実施主体は、東京都（以下「都」という。）とする。ただし、事業の実施に当たっては、適切な事業の運営を確保できると認められる団体等に事業の一部を委託して実施することができるものとする。

(事業内容)

第 3 条 都内に所在する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条に定める障害福祉サービス、計画相談支援、地域移行支援及び地域定着支援及び児童福祉法第六条の二の二及び第七条に定める障害児通所支援及び障害児相談支援並びに障害児入所支援を行う事業者が、福祉・介護職員を対象に居住支援特別手当を支給する場合に、支給に要する経費に対し、予算の範囲内で補助を行う。

(事業実施に当たっての留意事項)

第 4 条 第 2 条により本事業を委託する場合は、都と本事業の受託者は、緊密な連携を図りながら本事業を実施するものとする。

(その他)

第 5 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。